

申告をしなかったら…
税の申告は、国民健康保険税や介護保険料の算定資料にもなります。また、福祉、医療、教育資金などの給付や保育料などの判定基準にもなっています。申告期限までに申告しなかった場合、国民健康保険税や介護保険料が正しく算定されなかったり、各種申請、手続きに必要な所得証明書等が発行できなくなりますので、期限内に必ず申告しましょう。

◎申告相談地区割日程表

日 程	地区割
2月19日(火)	大総地区・東陽地区
2月20日(水)	横芝地区(栗山・鳥喰以外)・南条地区
2月21日(木)	横芝地区(栗山・鳥喰)・日吉地区
2月22日(金)	上堺地区・白浜地区
2月25日(月)	大総地区・東陽地区
2月26日(火)	横芝地区(栗山・鳥喰以外)・南条地区
2月27日(水)	横芝地区(栗山・鳥喰)・日吉地区
2月28日(木)	上堺地区・白浜地区

※上記日程で都合の悪い方は、その他の日でも相談を受けします。

主 な 改 正 事 項

○生命保険料控除の改正

平成24年1月1日以降に加入の保険契約から、「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」に加え、入院・通院等に伴う給付部分にかかる保険料に対して、新たに「介護医療保険料控除」が設けられ、併せて各保険料控除の限度額が変わります。そのため、平成24年1月1日から契約日(更新日・特約付加日)を基準として、「旧制度」「新制度」

の2つが並存し、それぞれの制度に応じた生命保険料控除を受けることができます。平成24年中に加入または更新・中途付加等により契約内容を変更した場合は、新制度の対象になります。

新制度での「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」の適用限度額が、所得税4万円(旧制度5万円)、住民税2万8千円(旧制度3万5千円)に変更となり、新設される「介護医療保険料控除」も同額となります。

旧制度と新制度の両方を契約されている方は、一般生命保険料控除と個人年金保険料控除について各控除ごとに①旧契約のみで申告、②新契約のみで申告、③旧契約と新契約の両方で申告のいずれかを選ぶことができます。

③旧契約と新契約の両方で申告する場合は合計額が申告額となりますが所得税4万円、住民税2万8千円が所得控除限度額となります。

また、制度全体での所得控除限度額が、所得税12万円(旧制度10万円)に拡充されます。住民税は限度額7万円のまま

変更ありません。

消費税及び地方消費税の確定申告は

4月1日(月)まで

平成24年分において「課税事業者」となるのは、次の方々です。

- ・平成22年分の課税売上高が1千万円を超える事業者
- ・平成22年分の課税売上高が1千万円以下の事業者で、平成23年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者

※消費税及び地方消費税の確定申告書には、課税期間中の課税売上げの額及び課税

仕入れ等の税額に関する付表(明細書)を添付する必要がありますのでご注意ください。

※2月18日(月)～3月15日(金)まで、町の申告相談会場で消費税確定申告(簡易課税申告のみ)の受付を行います。

◆問い合わせ

東金税務署
0475(52)3121
税務課課税班
(84)1212

税理士による無料相談

と き 2月6日(水)、20日(水)、
3月6日(水)
午前10時～午後3時
※事前予約が必要です。

と ころ 東金商工会館
相 談 内 容 税務書類の作成・相談
予 約 受 付 平日 午前9時～正午

◆予約・問い合わせ

千葉県税理士会東金支部
0475-50-6322